第十三条~第十八条 (略)		う。)の依頼に関し必要な事項を定めるものとする。	改正案	○ 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則新旧対照表
第十四条~第十九条(略)	申出があった場合には、必要な指導をするものとする。第十三条 所長は、設備の操作その他の取扱方法について利用者から(設備の取扱方法の指導)	という。)の依頼に関し必要な事項を定めるものとする。用及びセンターに対する試験、検査、分析、鑑定等(以下「試験等」の以下「センター」という。)の設備(以下「設備」という。)の利八条の規定に基づき、広島県立総合技術研究所に置かれたセンター成十九年広島県条例第二号。以下「条例」という。)第七条及び第第一条 この規則は、広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平)極旨)	現行	